



令和4年5月

農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和4年5月25日(水) 午後13時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 13番 石田 慶子 委員  
議席番号 15番 小林 嘉之 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取下  
願について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	高橋 政宏	
出席	3	高澤 富士子	
出席	4	小野沢 純夫	
出席	5	栗林 俊男	
出席	6	増山 正一	
出席	7	小林 喜代春	
欠席	8	清水 勝	
出席	9	春日 孝利	
出席	10	中原 義行	
欠席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	石田 慶子	
出席	14	足立 久子	
出席	15	小林 嘉之	
出席	16	酒井 智恵子	
出席	17	齊藤 正人	
出席	18	廣瀬 公一	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



事務局長	<p>お疲れ様です。定刻になりましたのでただいまより5月の農業委員会を始めさせていただきます。田植え作業等お忙しいところ恐縮です。なお、佐藤委員より遅れるということ、沼田委員と清水委員は欠席という連絡をいただいております。</p> <p>それでは次第のとおり進めさせていただきます。</p> <p>まず会長挨拶。松永会長お願いいたします。</p>
会長	<p>大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。今年は水のほうも潤沢にあるということで、田植え作業も順調に進んでいるようでございまして、すでに半分以上は終わったのではないかと考えております。また今年の夏も高温が予想されるということで、気象状況等注意しながら万全の管理をお願いしたいと思います。本日は資料に出してもらってありますが、20日に参議院で農地を一筆ごとに将来像を作るという基盤強化法が改正されたということでございます。皆さんの資料にもありますようにポイントとして書いてありますが、どこで何を作付けするのか等、地域の将来像を協議する。そしてその協議の中で、地域を農業利用する地域と保全管理する地域に分類して、利用する農地について地域計画を策定する。10年後の姿を農地の集約をしながら利用計画を明確化した地図を作成するというので、来年の施行から市町村は2年以内に作成するということ。これをやることについて、また圃場事業の要件にしていくということでございます。それらの話し合いの中で我々農業委員会も深く関与していくことになるとと思いますが、それぞれの地域計画、常日頃から地域の利用状況等を頭に入れながら農地を見て回って、そんな構想を練っていただければと思います。本日は毎月とおりの案件ですが、そのあと前から課題となっております活動記録簿の作成についてお知らせがあるということで、よく聞き取りをしていただき、万全に期していただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
議長	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>欠席委員は清水委員・沼田委員です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。</p> <p>それでは、議席番号13番 石田委員さん、15番 小林委員さんをお願いいたします。</p>



議 長	これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は5件です。 議案第1号について、受付番号6番から10番は所有権の移転に関する件になります。  【 所有権移転 受付番号6番～10番 議案書をもとに朗読と説明 】  ご審議をお願いします。
議 長	ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 6番の補足説明をお願いします。
1 番	現在半分くらい耕作されているので特に問題はないと思います。
議 長	7番の補足説明をお願いします。
1 7 番	譲受人の〇〇さんは、Iターンの方で今は借家住まいをされていて、今回〇〇さんの住宅と農地を購入されるということです。譲受人〇〇さんに頼まれて耕作していた方と譲渡人〇〇さんと話し合いをした結果、今現在すでに耕作をされていて、このまま続けて耕作をしてほしいということでしたので問題ありません。
議 長	8番の補足説明をお願いします。
1 9 番	本人には会えなかったのですが、区長さんに話を聞く中で耕作をする予定でいるという話でした。すでに区の方が代掻きをやってくれているようでした。今後地域の中で教えてもらって耕作をするそうなので問題はないかと思います。
議 長	9番補足説明をお願いします。
7 番	名古屋から来た方です。住宅を購入されて、住宅の南側と北側に農地があり、自家用野菜の栽培を始めていてがんばってくれそうなので、問題ないと思います。
議 長	10番補足説明をお願いします。



16番	代表社員の〇〇さんとは話ができなかったのですが、〇〇さんの話ですと、引き続き耕作はするという事ですので問題ないと思います。
議長	ご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決を取ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)  全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議長	次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第4条の許可申請は1件。 【受付番号 1番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	ありがとうございました。 1番の補足をお願いします。
9番	住宅を建て替えるということですが、今の敷地では収まらないという事で裏の畑の一部を変えたいということです。
議長	ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)  全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は2件。 【受付番号 2番～3番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	2番の補足をお願いします。
1番	贈与ということで、場所的にも〇〇の町中であって問題はないと思います。



議長	<p>3番は先ほどの第4条で説明のあったとおりです。</p> <p>ご意見ご質問ありましたらお願いします。 ないようですので採決をいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 127番～171番 貸借 (経営基盤法) 受付番号 172番～175番 所有権移転 (経営基盤法) 受付番号 176番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
会長	<p>次に報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取下願について」 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお</p>



願います。

よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

1 3 番 \_\_\_\_\_ 石田 慶子

1 5 番 \_\_\_\_\_ 小林 嘉之